社団JB日本接骨師会 所属

JB接骨院

お電話でのお問い合わせはこちら

03-5308-7855

各会員の接骨院のキャッチコピーを入れます！

JB接骨院のイメージ写真

＞交通事故・労災

○交通事故でのケガ

あなたが賠償を受ける損害保険会社の電話番号と担当者を接骨院へお知らせください。
また、損害保険会社の担当者に○○接骨院へ受診したいということをお伝えください。
あなたの治療費は、接骨院より損害保険会社へ直接請求されますので自己負担金は
ありません。病院より接骨院へ転院する際などは、病院ではどんな治療を
していたのか、どこの部分を診てもらっていたのか詳細を院長にお知らせください。
転院後治療がスムースに行なえます。

○労災保険(通勤時や業務中のケガ)

仕事中に発生したケガは、勤務先に必ず報告をしてください。そして、勤務先より
接骨院(柔道整復師)用の労災請求書に証明をもらい持参してください。
勤務先が接骨院用の労災請求書をお持ちでない場合は、接骨院にご相談いただけ
れば、請求書を準備いたします。病院より接骨院へ転院するは、労災請求書が
再度必要となります。また、病院ではどんな治療をしていたのか、どこの部分を
診てもらっていたのかお知らせください。治療がスムースに行なえます。

○生活保護受給者の方のケガ

あなたの担当のケースワーカー(相談員)へ報告して給付要否意見書をもらい持参
してください。尚、緊急時は直接接骨院へいらしてください。そして接骨院の院長に
あなたの担当の福祉事務所とケースワーカー(相談員)をお知らせください。

JB接骨院　東京都中野区弥生町1-13-7　TEL:03-5308-7855　FAX:03-5308-7855

Copyright 2013 JBSekkotsuin All Rights Reserved.